

かわにし苑デイサービス 指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防 認知症対応型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健愛会が設置するかわにし苑デイサービス事業所（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従事者（以下「職員」という。）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態（介護予防認知症対応型通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあつては、要介護状態もしくは要支援者であり、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあつては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 事業の実施にあつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

6 事業所は、認知症対応型通所介護を提供するにあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

7前各項のほか、「福井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成31年3月20日条例第15号）」及び「福井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月20日条例第16号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かわにし苑デイサービス
- (2) 所在地 福井県福井市砂子坂町第9号5番地

（実施主体）

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人 健愛会とする。

（職員の職種及び員数）

第5条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤で兼務）
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤で兼務1名以上）
- (3) 介護職員 1名以上（常勤で専従1名以上）
- (4) 看護職員 1名以上（常勤換算で1名以上）
- (5) 運転手 1名以上（非常勤で1名以上）

（職員の職務内容）

第6条 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は家族に対して、相談援助等の生活指導を行う。
- (3) 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護を行う。
- (5) 運転手は、利用者の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月、火、水、金、土、ただし12月31日～1月3日は除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、1日12名とする。

(事業の内容)

第9条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談、援助等の生活指導
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴の支援
- (4) 介護サービス（移動、排泄の介助等）
- (5) 送迎サービス
- (6) レクリエーション、各種行事等
- (7) 食事サービス

(認知症対応型通所介護計画の作成等)

第10条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った認知症対応型通所介護計画を作成する。

2 認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに交付する。

3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに

継続的なサービスの管理、評価を行う。

(事業の利用料及びその他の費用)

第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用

- (1) 食材料代 一食当たり 650円、 おやつ代 120円
- (2) 各種おむつ代 実費
- (3) その他、事業所が企画する行事に参加する場合はその実費。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、福井市 鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・大安寺・国見・越廼とする。福井市内のその他地域からの受け入れも行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙をしてはならない。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) その他管理者が定めた事項。

(緊急時等における対応方法)

第14条 職員は、現に通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応方法)

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、利用者の家族等及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡するとともに顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。但し、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的(年2回以上)に事業所内従業者研修を実施することとする。

(秘密の保持)

第16条 職員は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと退職後も漏らしてはならない。

(虐待の防止について)

第17条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者	かわにし苑 施設長 米澤 正倫
-------------	-----------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 福井市介護相談員を受け入れる。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (6) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを地域包括支援センターや市に通報する。

（身体拘束の禁止）

第18条 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

2 事業所は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討する。

（非常災害対策）

第19条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出、心肺蘇生等に関する訓練を行わなければならない。

（従業者の研修）

第20条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員の資質向上を図るため、常に研修の機会を設ける。

（衛生管理等）

第21条 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携）

第22条 事業所は、その運営にあつたては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(利益供与の禁止)

第23条 事業所の職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対してサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(損害賠償)

第24条 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第26条 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(暴力団排除)

第27条 事業所は、事業の実施にあたり、福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）に基づき、事業者として実施すべき事項について遵守する。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の休業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 ハラスメント防止に関する責任者を選定する。

ハラスメントに関する責任者	かわにし苑 施設長 米澤 正倫
---------------	-----------------

3 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人健愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成27年6月1日に改定する。

この規程は平成27年8月1日に改定する。

この規定は平成28年6月1日に改定する。

この規定は平成29年4月1日に改定する。

この規程は平成30年2月1日に改定する。

この規程は令和元年11月8日に改定する。

この規程は令和2年4月21日に改定する。

この規程は令和3年4月1日に改定する。

（第2条第4項、第33条第1項、第35条第1項については令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置となっている。）

この規定は令和5年4月1日に改定する。

この規程は令和6年4月1日に改定する。